薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第8号) 附則第4条第2項または第9条の規定に基づく事項

世紀 A 44

| 販売・授与する医薬品の区分 (該当する項目に☑してください。) | | □要指導医薬品 □第一類医薬品 □指定第二類医薬品 □第二類医薬品 □第三類医薬品 |
|------------------------------------|------------------------------------|--|
| | 相談時・緊急時の連絡先 | 電話番号() E メーハアドレス() その他() ※ 原則として電話番号を記載し、E メールアドレス等は必要に応じて記載すること。 |
| 特定販売に関する事項 | 特定販売を行う医薬品の区分 (該当する項目に☑してください。) | □第一類医薬品 □指定第二類医薬品 □第二類医薬品 □第三類医薬品 |
| | 主たるホームページの構成の概要 | 別紙のとおり |

(注意)

- 特定販売を行っていない薬局については、特定販売に関する事項の記載は不要です。
- ・ 主たるホームページの構成の概要については、ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の 表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類を添付すること。カタログ等を用いて特定 販売を行う場合においても、同様にその概要が分かる資料を添付すること。